

令和4年5月21日

公益財団法人キラリ財団
理事長 宇塚 一文 様

公益財団法人キラリ財団

監事 横田 幸子 
監事 並木 克美 

公益財団法人キラリ財団令和3年度監査報告

公益財団法人キラリ財団定款第8条及び公益財団法人キラリ財団会計規則第52条の規定により監査に付された計算関係書類及び事業報告等について、並びに定款第25条の規定に基づき理事の職務の執行等について監査いたしましたので下記のとおり報告いたします。

記

1 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

2 監査の方法及びその内容

理事及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、実地にいくつかの実施事業を視察いたしました。以上に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

3 監査の結果

（1）事業報告等に対する監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当財団の状況を正しく表示しています。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類等に対する監査結果

計算書類とその附属明細書は当財団の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適切に表示しています。